制定 平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061922 号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等 に関する規則のガイドについて次のように定める。

平成25年6月19日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則のガイドの制定について

原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイドを別添のとおり定める。

なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針(原規総発第 120919097 号) 2. (2)の規定に基づき旧原子力安全・保安院より継承されている「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(原子力設備)の解釈(内規)」(平成21・04・28原院第3号(NISA-169c-09-1))は、以後用いない。

附則

この規程は、平成25年7月8日より施行する。

原子力規制委員会は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第35条から第38条まで及び第44条に基づく溶接事業者検査に関する規則のガイドを次のとおり定める。

なお、溶接事業者検査の内容は、本ガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安 水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合すると判断するものである。

1. 溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設の定義等(規則第35条関係)

(1) 溶接事業者検査の対象

本ガイドの対象となる発電用原子炉施設は、規則第35条各号に規定する原子炉本体、原子炉格納施設等に属する機械又は器具(以下「原子炉格納施設等」という。)であって溶接をするもの又は溶接をした原子炉格納施設等であって輸入したものとする。

(2) 定義

規則第35条各号に規定する「容器」及び「管」の定義は、以下のとおりとする。

- ①「容器」とは、水、蒸気及び液化ガスその他の流体を滞留し、又は貯蔵するためのも のをいう。
- ②「管」とは、「機械又は器具」の間を連結し、水、蒸気及び液化ガスその他の流体を移 送するためのものをいう。

また、5. に規定する計器に附属する機器であって、水、蒸気及び液化ガスその他の流体を計測・制御・監視するための物理量・状態を伝達するためのもの、又は検出器のために耐圧部を構成する管状のものは「管」に含むものとする。

(3) 容器と管の境界

溶接事業者検査の範囲となる「容器」と「管」の境界は、以下のとおりとする。

①容器と管の接続部における穴の補強に有効な範囲を含まない範囲であって、当該容器に 最も近い溶接継手までを「管」とする。

ここで「補強に有効な範囲」とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年版 (2007年追補版を含む)) (JSME S NC1-2005/2007)」(以下「設計・建設規格」という。) に規定されたものとする。

- ②容器から最も近い溶接継手がフランジ又はマンホール等の場合は、①にかかわらず、当 該フランジ又はマンホール等までを「容器」とする。
- ③容器に接続されるセーフエンドは、①にかかわらず、当該セーフエンドまでを「容器」 とする。

本ガイドにおいて、「容器に接続されるセーフエンド」とは、容器の管台の設計に際して、接続配管と材質や寸法が異なる場合又はサーマルスリープ等の内蔵品を取り付ける場合に、管台寸法と配管取合寸法の間で調整するために設ける短管をいう。

(4) 弁等と管の範囲

弁等(弁、ポンプその他の機械又は器具をいう。以下同じ。)と「管」の接続における 弁等と「管」の範囲は、以下のとおりとする。

- ①端部が溶接で管と接続される形式の弁等は、弁等の端部までとし、端部の溶接継手から「管」とする。弁の端部に接続配管とほぼ同一寸法の短管を工場で溶接する場合は、その溶接部と短管は「管」の扱いとする。
- ②端部がフランジで管と接続される形式の弁等は、弁等側のフランジ面までを「弁等」とする。
- ③ポンプに接続されるセーフエンドは、①にかかわらず、当該セーフエンドまでを「弁

等」とする。

本ガイドにおいて、「ポンプに接続されるセーフエンド」とは、ポンプの設計に際して、接続配管と材質や寸法が異なる場合に、ポンプケーシング付け根部の管台寸法と配管取合寸法の間で調整するために設ける短管をいう。

- ④同一工場で製作された2個以上の弁と弁を直接溶接し一体とすることで、要求された機能を発揮する弁の場合は、その溶接継手は弁に含めるものとする。
- ⑤弁等の均圧管等(規則第35条第1号から第5号に規定する原子炉格納施設等に属する管は除く。)については、弁等と一体として取り扱う場合は、弁等に含めるものとする。ただし、弁等を改造し、当該弁等に管を溶接する場合は、その溶接継手は当該弁等が属する設備の管に含めるものとする。
- 2. 溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設(規則第35条関係)
 - (1) 規則第35条の各号に規定する「容器」又は「管」は、以下のとおりとする。
 - ①第1号から第5号までに規定する「容器」又は「管」は、規則別表第2の発電用原子炉施設の種類の「1.原子炉本体」、「2.核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」、「3.原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)」、「4.計測制御系統施設」、「5.放射性廃棄物の廃棄施設」、「6.放射線管理施設」又は「7.原子炉格納施設」に属する「容器」又は「管」をいう。

ただし、原子炉本体に係る内部配管については、規則第35条第4号に規定する「原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)に属する管」とみなすものとする。また、「容器」又は「管」において、気相又は液相のいずれか一方において内包する放射性物質の濃度が、規則第35条第5号に掲げる濃度以上の場合は、同号に該当するものとし、容器のうち、胴側及び管側に構造上区分され、流体が分離するものは、内包する流体の種類及び放射性物質の濃度により、胴側及び管側を別に取り扱うこと。

なお、「容器」又は「管」に、強度部材又は支持構造物(ラグ、ブラケット、強め材、 控え及び強め輪等であって重要なものを含む。)を溶接により取り付ける場合は、当該 取付け溶接部を「容器」又は「管」に含む。

②第6号に規定する「容器」又は「管」は、規則別表第2の「発電用原子炉施設の種類」の「2.核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」、「3.原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)」、「4.計測制御系統施設」、「5.放射性廃棄物の廃棄施設」又は「6.放射線管理施設」に属する「容器」又は「管」をいう。

また、「容器」又は「管」において、気相又は液相のいずれにおいても内包する放射性物質の濃度が、規則第35条第6号に掲げる濃度未満の場合は、同号に該当するものとし、容器のうち、胴側及び管側に構造上区分され、流体が分離するものは、内包する流体の種類及び放射性物質の濃度により、胴側及び管側を別に取り扱うこと。

- ③第7号又は第8号に規定する「容器」又は「管」は、規則別表第2の「発電用原子炉施設の種類」の「3.原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに限る。)」、「その他発電用原子炉の附属施設 1.非常用電源設備」又は「その他発電用原子炉の附属施設 3.補助ボイラー」に属する「容器」又は「管」、「その他発電用原子炉の附属施設 6.補機駆動用燃料設備(補助ボイラー及び非常用電源設備に係るものを除く。)」に属する「容器」若しくは「その他発電用原子炉の附属施設 4.火災防護施設」又は「その他発電用原子炉の附属施設 5.浸水防護設備(区画排水設備に限る。)」に属する「管」をいう。
- (2) 規則第35条第2号及び第4号に規定する「非常時に安全装置として使用されるもの」 として溶接事業者検査の対象機器は、以下のものとする。
 - ①工学的安全施設のうち、直接系に属する容器(原子炉格納施設に属する容器を除く。) 又は管

- ②原子炉緊急停止系に属する容器又は管
- ③発電用原子炉の停止時に直接必要な冷却系に属する容器又は管
- ④放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に属する管
- ⑤その他原子炉注水設備に属する管
- ⑥圧力逃がし装置に属する管
- (3) 規則第35条第5号、第6号及び第8号に規定する「管」の外径は、ベローズ(伸縮 管)にあっては、成型後の外形寸法とする。
- (4)原子炉冷却材再循環ポンプ(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。)の モータケーシング、モータ冷却熱交換器及びこれらに取り付けられる管の扱いは、以下 のとおりとする。
 - ①モータケーシングは、規則第35条第1号及び第3号に規定する原子炉本体に属する容器とする。
 - ②モータ冷却熱交換機のモータ冷却系統は、規則第35条第5号に規定する原子炉冷却系 統設備に属する容器とする。
 - ③モータケーシング及びモータ冷却熱交換器のモータ冷却系側に取り付けられる管は、規 則第35条第3号の規定を適用する。
- (5) 規則第35条第6号イから二までに規定する「最高使用温度」及び「最高使用圧力」は、以下のとおりとする。
 - ①気相及び液相を有する「容器」又は「管」(気液混合のものを含む。)において、気相 又は液相のいずれか一方における「最高使用温度」又は「最高使用圧力」が、規則第 35条第6号イからニまでの規定に該当する場合は、当該各号を適用すること。
 - ②容器のうち、胴側及び管側に構造上区分され、流体が分離するものは、内包する流体の「最高使用温度」又は「最高使用圧力」により、胴側及び管側を別に取り扱うこと。
- (6) 規則第35条第6号イに規定する「水用」は、水に限るものとし、蒸気、空気、ガス 及び油その他の流体は含まないものとする。
- 3. 溶接事業者検査の内容(規則第36条関係)
 - 発電用原子炉施設に係る溶接事業者検査は、次に定めるところにより行うこととする。
 - (1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接事業者検査
 - ①次のイ及び口に掲げる事項については、発電用原子炉施設の溶接をしようとする前に 別表1に示す溶接事業者検査の工程ごとの検査の方法により行うこと。
 - イ 溶接施工法に関すること
 - ロ 溶接士の技能に関すること
 - ②①のイに掲げる事項については、客観性を有する方法により日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格(JSME S NB1-2007)」(以下「溶接規格」という。) 第2部溶接施工法認証標準並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会第6号)(以下「技術基準」という。)第17条第15号、第31条及び第48条第1項において準用する技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈(以下「技術基準第17条第15号等の解釈」という。)への適合性を確認すること。

- ③①の口に掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第3部溶接士技能認証標準及び技術基準第17条第15号等の解釈への適合性を確認すること。
- (2) 溶接施工した構造物に対する溶接事業者検査

次のイからトに掲げる事項については、原子炉格納施設等ごとに、別表2に示す「溶接事業者検査の工程」ごとの「溶接規格等の該当規定」の欄に示す検査内容を、「溶接事業者検査の方法」の欄に示す方法により行うこと。

ただし、適用する溶接施工法に、テンパービード溶接方法(1層目を小入熱で溶接してフェライト系材料の熱影響部の硬化域を最小にし、その硬化域を2層目以降の溶接熱サイクルによって焼き戻し(テンパー効果)、溶接後熱処理を行わなくても良好なじん性を有する溶接部を得る溶接方法をいう。以下同じ。)を含む場合にあっては、別紙1に示す検査を行うこと。

- イ 溶接部の材料
- ロ 溶接部の開先
- ハ 溶接の作業及び溶接設備
- ニ 溶接後熱処理(溶接後熱処埋を実施する場合)
- ホ 非破壊試験(非破壊試験を実施する場合)
- へ 機械試験 (機械試験を実施する場合)
- ト 耐圧試験
- 4. 溶接事業者検査の実施に係る基準(規則第36条関係)

溶接事業者検査に係る検査の基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第43条の3の14に規定する技術上の基準に適合するものであって、当該溶接部の安全性が確保されていると認められることとする。この場合において、溶接規格、設計・建設規格及び技術基準第17条第15号等の解釈(以下「溶接規格等」という。)の該当部分のとおりである場合には、技術上の基準に適合するものとする。別表1及び別表2に、溶接事業者検査の工程別に対応する溶接規格等の該当規定を示す。

なお、溶接規格等によらない場合には、技術基準に適合することを検証しなければならない。

- 5. 計器及び附属する機器の取扱い(規則第35条第1号から第6号)
 - (1)「計器」とは、プラントの状態を計測・制御・監視するための物理量・状態を測定・表示する器具本体をいい、その取扱いは、「1. (4) 弁等と管の範囲」における「弁等」と同様とする。計器の例示を別表 4 に示す。

なお、計器が容器又は管との取り合い部で溶接により接続される場合、当該溶接部を 「容器」又は「管」とみなす。

- (2) 計器に附属する機器は、1.(2) の容器と管の定義に基づき区分するものとする。 計器に附属する機器の区分の例示を別表4に示す。
- 6. 輸入品に係る取扱い(規則第36条関係)

発電用原子炉施設であって輸入したものに係る溶接事業者検査については、3.(1)及び(2)に掲げる事項に係る記録等が技術基準第17条第15号及び第54条第7号の規定に適合していること及び外観の状況を確認することをもって溶接事業者検査とすることができるものとする。

7. 溶接事業者検査を要しない場合 (規則第38条関係) 規則第38条第3号の「漏止め溶接」とは、伝熱管、ハンドホール用ふた板又は温度計座 その他の機器の取付けを機械的な方法(拡管又はねじ接合等をいう。)で行うことにより、十分な接合性能を有する部分について、更に漏止め性能の維持及び向上を目的として行う溶接をいう。

なお、「容器」又は「管」の劣化又は損傷等によって漏えいが生じた場合にこれを止める目 的で行う溶接は、「漏止め溶接」に該当しない。

8. 溶接事業者検査を行った旨の表示(規則第44条関係)

規則第44条に規定する溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示については、 技術基準の適合確認が行われた上で、すべての検査が終了したときに当該検査に係る原子炉 格納施設等であって溶接をするもの又は溶接をした原子炉格納施設等であって輸入したもの の「容器」又は「管」ごとに容易に消えない方法で付するものとする。

- 9. 本ガイドの適用前に適合性が確認された溶接施工法又は溶接士の技能の取扱い
 - (1)溶接施工法について、本ガイドの適用前に、電気事業法(昭和39年法律第170号) に基づき実施された検査において適合性が確認されたものについては、法第43条の3 の14に規定する技術上の基準に適合しているものとする。
 - (2) 法に基づく検査において適合性が未確認の溶接施工法であって、次のいずれかの方法により溶接施工法における確認事項が明確にされているものについては、その適合性についてあらかじめ原子力規制委員会の確認を受けることにより、確認事項の条件及び方法の範囲内で溶接施工法確認試験を行うことができるものとする。
 - ①平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭和45年 通商産業省令第81号)第2条に基づき、通商産業大臣の許可を受けた特殊な溶接方法
 - ②平成12年7月以降に、旧電気施設技術基準機能性化適合調査溶接検討会又は第3者機関による確性試験による適合性確認を受けた特殊な溶接方法
 - (3) 溶接士の技能について、本ガイドの適用前に、電気事業法に基づき実施された検査において適合性が確認されたものについては、溶接規格等に規定する有効期間内は法第43条の3の14に規定する技術上の基準に適合しているものとする。この場合において、平成17年12月31日以前に適合性が確認された自動溶接機を用いる溶接士の技能に係る有効期間については、平成18年1月1日から算定するものとする。

(別紙1)

テンパービード溶接方法を含む溶接施工法の溶接部に対する溶接事業者検査について

テンパービード溶接方法を含む溶接施工法の溶接部に対する溶接事業者検査については、 次により行うこと。

ただし、平成19年12月5日以前に電気事業法に基づき実施された検査又は9.(2)の 規定に基づく溶接施工法確認試験において、溶接後熱処理が不要として適合性が確認された 溶接施工法の場合に限る。

- ①次のイからハ及びホからトに掲げる事項について、テンパービード溶接部分を含む溶接部は、別表2に示す「溶接事業者検査の工程」ごとの「溶接規格等の該当規定」の欄に示す検査内容を、「溶接事業者検査の方法」の欄に示す方法(以下「検査の方法」という。)により行うこと。
 - イ 溶接部の材料
 - ロ溶接部の開先
 - ハ 溶接の作業及び溶接設備
 - ホ 非破壊試験(非破壊試験を実施する場合)
 - へ 機械試験 (機械試験を実施する場合)
 - ト 耐圧試験
- ②次のチからルに掲げる事項について、テンパービード溶接方法による溶接部分においては、 別表3に示す「溶接事業者検査の工程」ごとに、「テンパービード溶接方法の区分」に応じ 適用する「溶接事業者検査の内容」の欄に示す内容を、対応する別表2の検査の方法によ り行うこと。
 - チ 溶接部の材料 (テンパービード溶接方法)
 - リ 溶接部の開先 (テンパービード溶接方法)
 - ヌ 溶接の作業及び溶接設備 (テンパービード溶接方法)
 - ル 非破壊試験 (テンパービード溶接方法)

(別表1) 溶接事業者検査に係る検査の方法及び溶接規格等の該当規定 あらかじめの確認の種類

イ 溶接施工法に関すること (溶接施工法検査)

1 俗弦旭上仏に関する	ここと (俗接飑工法快生)	
	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
程		
溶接施工法の内容確	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを次の	溶接施工法:N-0030
認	とおり確認する。	溶接設備:N-0040
	①試験で確認すべき事項が、溶接規格等で規定する溶接の区分(クラッド溶接	具体的な試験で確認すべき事項及び判
発電用原子炉施設	又は管と管板の取付け溶接等)、溶接方法の区分ごとの確認項目を満足し、	定基準
の溶接に用いようと	記載内容が溶接規格等に適合するものであること。また、熱処理及び衝撃試	第2部 溶接施工法認証標準
する溶接施工法につ	験を実施するものにあっては、適用する実機の機器区分に応じ溶接規格等の	
いて、試験開始前に確	条件を満足すること。	
認する。	②試験の方法及び判定基準が、溶接規格等を満足すること。	
	③溶接設備及び溶接条件(電流、電圧、溶接速度及び積層方法等)が適用する	
	溶接方法に適したものであること。	
	④溶接士は、当該試験に係る溶接方法及び作業範囲を満足する資格を持った者	
	であること。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを次のとおり確認	溶接施工法:N-0030
	する。	溶接設備:N-0040
開先確認の前に確	なお、現場で確認する場合は、目視及び必要に応じ測定器具を用いて確認する。	具体的な試験で確認すべき事項及び判
認する。	① 検査を実施するに当たり、検査の方法及び判定基準等を定めたもの(以下「溶	定基準
ただし、試験材を切	接検査計画書」という。)と検査記録等(ミルシートを含む。)との照合を	第2部 溶接施工法認証標準
断する場合は切断す	行う。	
る前に確認する。	② 材料のステンシル又は刻印とミルシートとの照合を行う。	【参考】
	③ ミルシートと溶接規格等との照合を行う。	溶接後熱処理
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを次のとおり確認する。	クラス1容器:N-1090
	① 試験材の取付け方法が、溶接規格等及び溶接検査計画書に適合しているこ	クラスMC容器:N-2090
溶接を開始する前	と。	クラス2容器:N-3140(準用N-1090)
に確認する。	② 開先面に溶接に影響を及ぼすような欠陥(割れ、ラミネーション又はブロー	クラス3容器及びクラス3相当容器:N-4140(準
	ホール等)がなく、開先部の形状及び寸法が、溶接規格等に適合し、かつ、	用N-1090)
	溶接検査計画書どおりであることを目視並びに角度ゲージ及びすき間ゲージ	クラス1配管:N-5140(準用N-1090)

溶接事業者検査の工 程	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
	等により確認する。	クラス2配管:N-6140(準用N-1090)
	③ 裏はつりをする場合は、幅及び深さが溶接検査計画書に適合するものである	クラス3配管及びクラス3相当配管:N-7140(準
	こと。	用N-1090)
溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等が溶接検査	
	計画書のとおりに実施されることを次のとおり確認する。	
溶接開始前及び溶	1. 溶接前確認事項	
接中に確認する。	① 溶接作業を行う者が溶接検査計画書の記載と一致しており、当該溶接方法に	
	係わる溶接士の資格を有している者であること。	
	② 溶接設備が、溶接検査計画書の記載と一致していること。	
	③ 計測器具(電流計、流量計及び温度計等)は、当該試験において必要とする	
	ものが準備されていること。	
	④ 溶接棒、溶加材、ウェルドインサート又は心線が溶接検査計画書の記載と一	
	致していること。	
	2. 溶接中確認事項	
	① 溶接条件が、溶接検査計画書に記載される条件を満足していること。	
	② 予熱及び溶接後熱処理が、溶接検査計画書に記載される条件を満足している	
	こと。	
	③ 溶接姿勢が、溶接検査計画書に記載される条件を満足していること。	
外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。	
溶接終了後に確認		
する。		
溶接後熱処理確認	溶接後熱処理は、主として溶接部の残留応力の除去、溶接熱影響部の軟化及び	
	溶接部の組織改善を目的として行われ、溶接後熱処理の方法等が溶接検査計画書	
	に適合していることを次のとおり確認する。	
験開始前に確認する。	1. 熱処理設備	
	使用する熱処理設備は、溶接規格等に要求する性能を有していること。	
	2. 検査	
	温度記録(熱処理チャート)は、次の事項に適合していること。	

溶接事業者検査の工 程	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
	 (1) 溶接規格等に適合した溶接後熱処理方法の場合 ① 加熱及び冷却速度は、溶接検査計画書記載のものに適合し、かつ、溶接規格等に適合していること。 ② 保持温度は、溶接検査計画書記載のものに適合し、かつ、溶接規格等に規定された範囲で行われていること。 ③ 保持時間は、溶接検査計画書記載のものに適合し、かつ、溶接規格等に規定された範囲で行われていること。 (2) 溶接規格等に規定の無いものにあっては、溶接検査計画書記載の内容に適合していること。 (3) 次の内容が、熱処理チャートに記載されていること。 ① 制御方法の種類 ② 加熱装置 ③ 熱処理チャートの温度範囲及び送り速度 ④ 熱電対の取付け位置 ⑤ 溶接後熱処理施工日 ⑥ 溶接後熱処理施工者 	
浸透探傷試験確認(クラッド溶接部及び管と管板の取付け溶接部)	溶接規格等に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面における開口した欠陥の有無を次のとおり確認する。 ① 溶接部について欠陥指示の有無を調べ、溶接規格等に適合すること。 ② 現像ムラ、洗浄不足又は洗浄過多が認められる場合には、前処理から再試験を行う。	
試験板を切断する 前に確認する。		
機械試験確認	溶接部の強度、延性及び靭性等の機械的性質を確認するため、継手引張試験、 曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を次のとおり確認する。	
溶接施工終了後に 確認する。ただし、溶 接後熱処理が 必要	試験設備は、溶接検査計画書記載のものであること。	
なものについては、溶	加工された試験片の種類、数、採取位置及び試験の方法は、溶接規格等に適合	

溶接事業者検査の工	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
程		
接後熱処理終了後に	し、溶接検査計画書を満足すること。	
確認する。	(1) 継手引張試験	
	① 試験片の形状、表面状態及び試験片番号を目視により、寸法をノギス等によ	
	り確認する。	
	② 試験片を試験機にかけ最大引張荷重を読みとり、その値が溶接規格等で規定	
	する値を満足すること。	
	(2) 曲げ試験	
	① 試験片の形状、表面状態及び試験片番号を目視により、寸法をノギス等により確認する。	
	② 治具の寸法及び形状を目視及びノギス等で確認する。	
	③ 試験片の曲げ作業終了後、溶接部の表面に発生する欠陥の有無を目視にて確	
	認し、割れのある場合は割れの長さについて寸法測定を行い、溶接規格等に	
	適合すること。なお、必要に応じルーペ等を使用して行う。	
	(3) 衝撃試験	
	① 試験片の形状、表面状態及び試験片番号を目視により、寸法をノギス等によ	
	り確認する。	
	② 必要に応じエッチング等をして、試験片の切欠部が適正な位置に設けられて	
	いること。	
	③ 試験方法及び試験温度は、溶接規格等によること。	
	④ ハンマーの持ち上げ角度及び試験片破断後のハンマー振上がり角度により	
	吸収エネルギーを算出し、その値が溶接規格等で規定する値を満足すること。	
断面検査確認(管と管	管と管板の取付け溶接部の断面について、溶接規格等に適合する方法により目	
板の取付け溶接部)	視検査及びのど厚測定を行い、次のとおり確認する。	
	① 浸透探傷試験に合格していること。	
溶接施工終了後に	② 目視検査において、管の中心断面を10倍の拡大鏡で検査し割れ及びその他	
確認する。	有害な欠陥がないこと。	
(dot. L.)	③ のど厚(最小漏れ経路)が、溶接規格等で規定する値を満足すること。	
(判定)	以上の全ての工程において、溶接規格等に適合していることが確認された場合、	
	当該溶接事業者検査に係る溶接施工法は技術基準に適合するものとする。	

ロ 溶接士の技能に関すること(溶接士検査)

溶接事業者検査の工	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
程		
溶接士の試験内容の	検査を受けようとする溶接士の氏名、溶接訓練歴等、及びその者が行う溶接施	溶接士:N-0050
確認	工法の範囲を確認する。	具体的な試験で確認すべき事項、判定基
	① 資格の種類(溶接方法の区分、試験材の区分、溶接姿勢の区分及び溶接棒、	準及び作業範囲
発電用原子炉施設	溶加材又は心線の区分)ごとに、溶接規格等で規定する試験の方法及び判定	第3部 溶接士技能認証標準
の溶接を行おうとす	基準が溶接規格等を満足すること。	
る溶接士について、試	② 溶接設備及び溶接条件(電流、電圧、溶接速度及び積層方法等)が適用する	
験開始前に確認する。	溶接方法に適したものであること。	
	③ 検査を受けようとする溶接士が、当該溶接事業者検査に係る溶接施工法を施	
	工するに足る経験及び知識を有していること。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを、次のとおり確	
	認する。	
開先確認の前に確	なお、現場で確認を行う場合は、目視及び必要に応じ測定器具を用いて確認す	
認する。ただし、試験	る。	
材を切断する場合は	① 溶接検査計画書と検査記録等(ミルシートを含む。)との照合を行う。	
切断する前に確認す	② 材料のステンシル又は刻印とミルシートとの照合を行う。	
る。	③ ミルシートと溶接規格等との照合を行う。	
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを次のとおり確認する。	
	① 試験材の取付け方法が、溶接規格等に適合していること。	
溶接を開始する前	② 開先面に溶接に影響を及ぼすような欠陥 (割れ、ラミネーション又はブロー	
に確認する。	ホール等)がなく、開先部の形状及び寸法が、溶接規格等に適合し、かつ、	
	溶接検査計画書どおりであることを目視並びに角度ゲージ及びすき間ゲージ	
	等により確認する。	
溶接作業中確認	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が溶接検査計画書のとおりであり、溶接	

溶接事業者検査の工 程	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
溶接前及び溶接中に確認する。	条件が溶接検査計画書のとおり実施されることを次のとおり確認する。また、試験に対する行為に不正行為がないかについても併せて確認を行う。 1. 溶接前確認事項 ① 溶接作業を行う者が、溶接検査計画書に記載の受検者本人であること。 ② 溶接設備は、溶接検査計画書記載の設備と一致していること。 ③ 計測器具(電流計、流量計及び温度計等)は、当該試験において計測が必要とするものが準備されていること。 ④ 溶接棒、溶加材又は心線が溶接検査計画書記載のものであること。 2. 溶接中確認事項 ① 試験材の各種処理(予熱、溶接後熱処理及びグラインダー等によるビード整形等)は、原則、溶接の前後を通じて行わないこと。 ② 溶接条件は、その溶接に適しており、溶接検査計画書に記載の条件の範囲内であること。 ③ 溶接姿勢は、溶接規格等で規定する範囲内であること。	
外観確認 溶接終了後に確認 する。	目視により外観が良好であることを確認する。	
浸透探傷試験確認(クラッド溶接部及び管と管板の取付け溶接部) 試験板を切断する	溶接規格等に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面に開口した 欠陥の有無を次のとおり確認する。 ① 溶接部について欠陥指示の有無を調べ、溶接規格等に適合すること。 ② 現像ムラ、洗浄不足又は洗浄過多が認められる場合には、前処理から再試験 を行う。	
前に確認する。機械試験確認	曲げ試験を行い、欠陥の有無を次のとおり確認する。	
溶接終了後に確認 する。	1. 機械試験設備 試験設備は、溶接検査計画書のとおりであること。	

溶接事業者検査の工	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
程		
	2. 検査	
	① 加工された試験片の種類、数、採取位置及び試験の方法は、溶接規格等に適	
	合し、溶接検査計画書を満足すること。	
	② 試験片の形状、表面状態及び試験片番号を目視により、寸法をノギス等によ	
	り確認する。	
	③ 治具の寸法及び形状を目視及びノギス等で確認する。	
	④ 試験片の曲げ作業終了後、溶接部の表面に発生する欠陥の有無を目視にて確	
	認し、割れのある場合は割れの長さについて寸法測定を行い、溶接規格等に	
	適合すること。なお、必要に応じルーペ等を使用して行う。	
断面検査確認 (管と管	管と管板の取付け溶接部の断面について、溶接規格等に適合する方法により目	
板の取付け溶接部)	視検査及びのど厚測定を行い、次のとおり確認する。	
	① 浸透探傷試験に合格していること。	
溶接施工終了後に	② 目視検査において、管の中心断面をルーペ等で割れ及びその他有害な欠陥が	
確認する。	ないこと。	
	③ のど厚(最小漏れ経路)が、溶接規格等で規定する値を満足すること。	
(判定)	以上の全ての工程において、溶接規格等に適合していることが確認された場合、	
	当該溶接事業者検査に係る溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。	

(別表 2) 溶接事業者検査に係る検査の方法及び溶接規格等の該当規定 発電用原子炉施設の種類:

- 1. 発電用原子炉施設(クラス1容器、クラスMC容器、クラス2容器、クラス3容器及びクラス3相当容器並びに重大事故等クラス1容器及び重大事故等クラス2容器、クラス1配管、クラス2配管、クラス3配管、クラス3相当配管及びクラス4配管並びに重大事故等クラス1配管及び重大事故等クラス2配管)※
- ※重大事故等クラス容器及び重大事故等クラス配管に係る解釈については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))(以下「技術基準解釈」という。)の規定によるものとする。

	成25年0月19日原ナル規制安貝云伏足))(以下「技術基準解析」という。)(
溶接事業者検査の工	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
程		
イ 溶接部の材料	溶接に使用する材料が使用箇所ごとに設計指示された材料であり、かつ、溶接	溶接の制限
(材料検査)	規格等に適合するものであって、溶接施工法の母材の区分に適合するものである	クラス 1 容器:N-1020
	ことを次のとおり確認する。	クラス MC 容器:N-2140(準用 N-1020)
開先検査の前まで	なお、現場で確認する場合は、目視及び必要に応じ測定器具を用いて確認する。	クラス 2 容器:N-3140(準用 N-1020)
に確認する。	① 溶接検査計画書と検査記録等(ミルシートを含む)との照合を行う。	クラス3容器及びクラス3相当容器:N-4140(準
	② 材料のステンシル又は刻印とミルシートとの照合を行う。	用 N-1020)
	③ ミルシートにより、母材の化学成分及び機械的強度が規格等に適合したもの	クラス1配管:N-5140(準用 N-1020)
	であること。	クラス 2 配管:N-6140(準用 N-1020)
	④ ミルシートと溶接規格等との照合を行う。	クラス3配管及びクラス3相当配管:N-7140(準
	⑤ 追跡が可能となる材質表示及びチャージ番号等の識別記号並びに番号が打	用 N-1020)
	刻又は摺込みがされていること。	クラス4配管:N-8140 (準用 N-1020)
ロ 溶接部の開先	開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が溶接規格等に適合するもので	溶接部の設計
(開先検査)	あることを目視、開先ゲージ及びすき間ゲージ等により次のとおり確認する。	クラス 1 容器:PVB-4200
	1. 開先面の状態	クラス 2 容器:PVC-4200
溶接を開始する前	① 開先面は、溶接に悪影響を及ぼす傷、ラミネーション等の欠陥、水分、油脂、	クラス 3 容器:PVD-4100
までに確認する。	塗料及びさび等の付着物が認められないこと。	クラス MC 容器:PVE-4200
	② 仮付け溶接部には割れ及び著しいアンダーカット等がないこと。	クラス1配管:PPB-4000
	③ 仮付け溶接部が溶接部の一部を構成する場合にあっては、当該仮付け溶接に	クラス2配管:PPC-4000
	係る溶接施工法及び溶接士が溶接規格等に適合していること。	クラス3配管:PPD-4000
	2. 開先形状及び各部寸法	クラス4配管:PPH-4000
	① 開先の形状及び寸法(脚長を含む。)は溶接規格等に適合し、かつ、溶接検	
	査計画書に適合したものであること。	開先面
	② 継手面の食違いは、溶接規格等に適合していること。	クラス 1 容器: N-1030

溶接事業者検査の工 程	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
	 ③ 厚さの異なる母材の突合せ溶接は、溶接規格等に適合した勾配及び丸みを有したものであること。 ④ 裏はつりをする場合は、幅及び深さが溶接検査計画書に適合するものであること。 3. ウェルドインサート又は裏当金の種類及び取付け状況ウェルドインサート又は裏当金を使用する場合は、種類及び取付け状況が溶接検査計画書に適合したものであること。 4. 開先面に行う非破壊試験についてクラス1容器、クラスMC容器、クラス2容器、重大事故等クラス1配管大事故等クラス2配管であって、溶接規格等で規定する溶接部の開先面(両側溶接の場合であって、初層溶接部の裏側をグラインダ等で加工した場合を含む。)については、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を実施し、欠陥の有無を調べ、溶接規格等に適合すること。 	クラス MC 容器: N-2140 (準用 N-1030) クラス 2 容器: N-3030 クラス 3 容器及びクラス 3 相当容器: N-4140 (準用 N-3030) クラス 1 配管: N-5140 (準用 N-1030) クラス 2 配管: N-6140 (準用 N-1030(3)、準用 N-3030) クラス 3 配管及びクラス 3 相当配管: N-7140 (準用 N-3030) クラス 4 配管: N-8140 (準用 N-3030) 突合せ溶接による継手面の食い違い クラス 4 配管: N-8140 (準用 N-1060) クラス MC 容器: N-2140 (準用 N-1060) クラス 2 容器: N-3140 (準用 N-1060) クラス 3 容器及びクラス 3 相当容器: N-4140 (準用 N-1060) クラス 1 配管: N-5140 (準用 N-1060) クラス 2 配管: N-6140 (準用 N-1060) クラス 3 配管及びクラス 3 相当配管: N-7140 (準用 N-1060) クラス 3 配管及びクラス 3 相当配管: N-7140 (準用 N-1060) クラス 3 配管及びクラス 3 相当配管: N-7140 (準用 N-1070) クラス 3 容器及びクラス 3 相当容器: N-4140 (準用 N-1070) クラス 3 容器及びクラス 3 相当容器: N-4140 (準用 N-1070)

溶接事業者検査の工 程	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
/上		クラス 2 配管: N-6140 (準用 N-1070) クラス 3 配管及びクラス 3 相当配管: N-7140(準用 N-1070)
ハ 溶接の作業及び溶	あらかじめの確認において、溶接規格等に適合していることが確認された溶接	溶接施工法:N-0030
接設備(溶接作業検	施工法及び溶接士により溶接施工しているかを次のとおり確認する。	第2部 溶接施工法認証標準
査)	1. あらかじめの確認について	溶接設備:N-0040
	(1)溶接施工法	溶接士:N-0050
耐圧検査を実施す	本ガイドの本文3. (1) ②に適合していること。	第3部 溶接士技能認証標準
る前までに確認する。	(2)溶接士の技能	
	次の事項のいずれかに適合していること。	
	①本ガイドの本文3. (1) ③	
	②技術基準解釈別記-5の3.(3)イ	
	③技術基準解釈別記-5の3.(3)ロ	
	④技術基準解釈別記-5の3.(4)	
	2. 溶接構造物の検査について	
	① 溶接条件は、溶接検査計画書に記載の条件の範囲内であること。	
	② 施工された施工法とあらかじめの確認において、溶接規格等に適合している	
	ことを確認した施工法との照合を行う。	
	③ 溶接機の種類と実機溶接方法との照合を行う。	
	④ 当該溶接士の技量が維持されていることを確認するため、溶接士の有効期間	
	と実機施工時期との照合を行う。	
	⑤ 溶接士の資格と実機作業範囲との照合を行う。	
	⑥ 機械試験板の溶接方法と実機溶接方法との照合を行う。	
	⑦ オーステナイト系ステンレス鋼溶接金属にあっては、デルタフェライト量が	
	高温割れ防止の観点から適切なものであること。	
ニ 溶接後熱処理(ク	溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、溶接規格等に適合するも	溶接設備:N-0040
ラス4配管は除く)	のであること、また、あらかじめの確認において溶接規格等に適合していること	溶接後熱処理
(熱処理検査)	を確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを次のとおり確認する。	クラス1容器:N-1090
	1. 熱処理設備	クラスMC容器:N-2090

溶接事業者検査の工 程	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
耐圧検査を実施す		クラス2容器: N-3140 (準用N-1090)
る前までに確認する。	2. 検査	クラス3容器及びクラス3相当容器: N-4140(準用N-1090)
	温度記録(熱処理チャート)は、次の事項に適合していること。 ① 溶接規格等に規定された溶接後熱処理方法の場合	/fin=1090) /fin=1090)
	a) 加熱及び冷却速度は、溶接検査計画書記載のものに適合し、かつ、溶接規	クラス2配管: N-6140 (準用N-1090)
	格等に適合していること。	クラス3配管及びクラス3相当配管:N-7140(準
	b)保持温度は、溶接検査計画書記載のものに適合し、かつ、溶接規格等に規	用N-1090)
	定された温度範囲内であること。	
	c)保持時間は、溶接検査計画書記載のものに適合し、かつ、溶接規格等に規	
	定された範囲で行われていること。	
	② 溶接規格等に規定の無いものにあっては、溶接検査計画書記載の内容に適合していること。	
	一一次では、アンドランでは、アンドランド、アンドランド、アンドランド、アンドランド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・ア	
	④ 次の事項が熱処理チャートに記載されていること。	
	a) 制御方法の種類	
	b) 加熱装置	
	c)熱処理チャートの温度範囲及び送り速度	
	d)熱電対の取付け位置	
	e) 溶接後熱処理施工日	
ホ 非破壊試験	f) 溶接後熱処理施工者 溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が溶接規格等に適合	溶接部の強度等
(非破壊検査)	俗族前について弁城袋試験を行い、ての試験力伝及の桁末が俗族規格等に適宜。 するものであることを次のとおり確認する。	存安部の地及寺 クラス 1 容器:N-1040(2)
(分下收入(大豆)	1. 非破壊試験実施者について	クラス MC 容器:N-2140(準用 N-1040(2))
耐圧検査を実施す	.,	クラス2容器:N-3140 (準用 N-1040(2))
る前までに確認する。	① JIS Z 2305 (2001) に基づく有資格者又はこれと同等と認めら	クラス3容器及びクラス3相当容器:N-4140(準
	れる民間規格に基づく有資格者。	用 N-1040(2))
	② 認定制度及び認定要領等が第三者に確認されたものである等、客観性を有し	クラス1配管:N-5140(準用 N-1040(2))
	た認定試験に基づく試験に合格していること。	クラス2配管:N-6140 (準用 N-1040(2))

溶接事業者検査の工 程	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
性	2. 非破壊試験について	クラス3配管及びクラス3相当配管:N-7140(準
	(1) 放射線透過試験	用 N-1040(2))
	放射線透過試験を溶接規格等に規定する方法により行い、主にブローホール、	クラス4配管: N-8140 (準用 N-1040(2))
	溶け込み不良及び割れ等の内部欠陥の有無を次のとおり確認する。	
	① 撮影条件等が溶接規格等に適合していること。	継手の仕上げ
	② 透過写真(フィルム)を観察器により観察を行い、欠陥の有無を調べ、溶接	クラス 1 容器:N-1080
	規格等に適合すること。	クラス MC 容器:N-2140(準用 N-1080)
	③ 透過写真(フィルム)の溶接部の濃淡の程度により、必要な場合は余盛りの	クラス 2 容器:N-3140(準用 N-1080)
	高さ及び継手の仕上げ程度について確認する。	クラス3容器及びクラス3相当容器:N-4140(準
	(2) 超音波探傷試験	用 N-1080)
	超音波深傷試験を溶接規格等に規定する方法により行い、主に溶け込み不良及	クラス 1 配管:N-5140(準用 N-1080)
	び割れ等の内部欠陥の有無を次のとおり確認する。	クラス 2 配管:N-6140(準用 N-1080)
	① 超音波探傷装置を使用して、対比試験片による校正を行ったのち、溶接部に	クラス3配管及びクラス3相当配管:N-7140(準
	ついて欠陥指示の有無を調べ、溶接規格等に適合すること。対比試験片の材	用 N-1080)
	質は、超音波伝ぱに関して、探傷部の材質と同等のものであること。	
	② 探傷方向は、超音波が溶接部全体に伝播するように行う。斜角法の場合は、	非破壊試験
	可能な限り溶接線に対し直交及び平行方向について両側から行う。	クラス 1 容器:N-1050(1)、N-1100
	(3) 磁粉探傷試験	クラス MC 容器:N-2050(1)、N-2140 (準用
	磁粉探傷試験を溶接規格等に規定する方法により行い、表面欠陥及び表面近傍	N-1100)
	の内部欠陥の有無を次のとおり確認する。	クラス 2 容器:N-3050(1)、N-3140(準用
	① 磁粉探傷装置を使用して、標準試験片による校正を行ったのち、溶接部につ	N-1100)
	いて欠陥指示の有無を調べ、溶接規格等に適合すること。	クラス 3 容器及びクラス 3 相当容
	(4) 浸透探傷試験	器:N-4050(1)N-4140 (準用 N-1100)
	浸透探傷試験を溶接規格等に規定する方法により行い、原則として洗浄処理か	クラス 1 配管:N-5050(1)、N-5140(準用
	ら立会い、表面に開口した欠陥の有無を次のとおり確認する。	N-1100)
	① 溶接部について欠陥指示の有無を調べ、溶接規格等に適合すること。	クラス 2 配管: N-6050(1)、N-6140 (準用
	②現像ムラ、洗浄不足又は洗浄過多が認められる場合には前処理から再試験を	N-1100)
	行う。	クラス 3 配管及びクラス 3 相当配
		管:N-7050(1)、N-7140(準用 N-1100)

溶接事業者検査の工 程	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
		クラス 4 配管:N-8050、N-8140(準用
		N-1100)
へ 機械試験(クラス	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が溶接規格等に適合	溶接部の強度等
4配管は除く) (機械	するものであることを次のとおり確認する。	クラス 1 容器: N-1040(1)
検査)	1. 機械試験設備	クラス MC 容器: N-2140(準用 N-1040(1))
	試験設備は、検査を行うために適切なものであること。	クラス 2 容器:N-3140(準用 N-1040(1))
耐圧検査を実施す	2. 機械試験	クラス3容器及びクラス3相当容器:N-4140(準
る前までに確認する。	加工された試験片の種類、数及び採取位置は、溶接規格等に適合し、溶接検査	用 N-1040(1))
	計画書を満足すること。	クラス 1 配管:N-5140(準用 N-1040(1))
	(1) 継手引張試験	クラス2配管:N-6140(準用 N-1040(1))
	① 試験片の形状、表面状態及び試験片番号を目視により、寸法をノギス等によ	クラス3配管及びクラス3相当配管:N-7140(準
	り確認する。	用 N-1040(1))
	② 試験片を試験機にかけ、最大引張荷重を読みとり、その値が溶接規格等で規	
	定する値を満足すること。	機械試験
	(2) 曲げ試験	クラス 1 容器: N-1110
	① 試験片の形状、表面状態及び試験片番号を目視により、寸法をノギス等によ	クラス MC 容器:N-2140(準用 N-1110)
	り確認する。	クラス 2 容器:N-3140(準用 N-1110)
	② 治具の寸法及び形状を目視及びノギス等で確認する。	クラス3容器及びクラス3相当容器:N-4140(準
	③ 試験片の曲げ作業終了後、溶接部の表面に発生する欠陥の有無を目視にて確	用 N-1110)
	認し、割れのある場合は割れの長さについて寸法測定を行い、溶接規格等に	クラス 1 配管:N-5140(準用 N-1110)
	適合すること。なお、必要に応じルーペ等を使用して行う。	クラス2配管:N-6140(準用 N-1110)
	(3) 破壊靭性試験(衝撃試験)	クラス3配管及びクラス3相当配管:N-7140(準
	① 試験片の形状、表面状態及び試験片番号を目視により、寸法をノギス等によ	用 N-1110)
	り確認する。	再試験
	② 必要に応じエッチング等をして試験片の切欠部が適正な位置に設けられて	クラス 1 容器:N-1050(2)、N-1120 クラス MC
	いること。	容器:N-2050(2)、N-2140 (準用 N-1120)
	③ 試験方法及び試験温度は溶接規格等によること。	クラス 2 容器:N-3050(2)、N-3140 (準用
	④ クラスMC容器の場合にあっては、ハンマーの持ち上げ角度及び試験片破断	N-1120)
	後のハンマー振上がり角度により吸収エネルギーを算出し、その値が溶接規	クラス 3 容器及びクラス 3 相当容

溶接事業者検査の工 程	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
	格等で規定する値を満足すること。	器:N-4050(2)、N-4140 (準用 N-1120)
	⑤ クラスMC容器以外の場合にあっては、ハンマーの持ち上げ角度及び試験片	/ クラス 1 配管: N-5050(2)、N-5140 (準用
	破断後の横膨出量を計測し、その値が溶接規格等で規定する値を満足するこ	N-1120)
	と。 (4) 破壊靭性試験(落重試験)	クラス 2 配管: N-6050(2)、N-6140 (準用 N-1120)
	(4) 「仮築物性試験(裕重試験) ① 試験片の形状、表面状態及び試験片番号を目視により、寸法をノギス等によ	N=1120) クラス 3 配管及びクラス 3 相当配
	り確認する。	管:N-7050(2)、N-7140 (準用 N-1120)
	② 試験方法及び試験温度は溶接規格等によること。	
	③ 破断状況により関連温度を求める。	
ト耐圧試験	1. 耐圧試験	耐圧試験
	規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないことを次のとお	クラス 1 容器:N-1130
(耐圧検査)	り確認する。	クラス MC 容器:N-2140(準用 N-1130)
材料検査から機械	① 開始前に溶接検査計画書に規定する圧力計の個数、取付け位置、有効期間及	クラス 2 容器:N-3140(準用 N-1130)
試験までの全ての検	び校正表を確認し、必要に応じ耐圧試験前後に圧力計のゼロ点確認を行う。	クラス3容器及びクラス3相当容器:N-4140(準
査が終了した後に確	② 耐圧試験範囲の系統構成の確認を行い、耐圧試験範囲について規定圧力がか	用 N-1130)
認する。	かること。	クラス 1 配管:N-5140(準用 N-1130)
	③ 溶接規格等に規定する圧力を保持した後、目視により溶接部を検査し、漏え	クラス2配管:N-6140(準用 N-1130)
(外観の状況確認)	いのないこと。	クラス3配管及びクラス3相当配管:N-7140(準
耐圧試験と同時期	④ 溶接規格等に規定する圧力で行うことが著しく困難な場合は、可能な限り高	用 N-1130)
か全ての検査が終了	い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。	クラス4配管:N-8140(準用 N-1130)
した後に確認する。た		
だし、最後では外観の	2. 外観検査	溶接部の設計
確認が困難な場合に	最終の仕上がり状況を確認するため、溶接部の形状、外観及び寸法が溶接規格	クラス 1 容器(PVB-4200)、
は、事前に行ってもよ	等及び溶接検査計画書に適合することを確認する。	クラス 2 容器(PVC-4200)
<i>V</i> ′₀	① 目視により溶接部の仕上がり状況を確認し、溶接規格等に適合しているこ	
	と。また、目視により仮付け治具跡が適切に仕上げられていること及び溶接	(PVE-4200)
	工作物の変形の有無が著しいものではないこと。	クラス 1 配管 (PPB-4000) 、
	② 異常が認められたときは、必要に応じ磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行	クラス 2 配管 (PPC-4000)
	う。	クラス 3 配管(PPD-4000)、クラス 4 配管

溶接事業者検査の工 程	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
		(PPH-4000)
		突合せ溶接による継手面の食い違い クラス 1 容器: N-1060 クラス MC 容器: N-2140 (準用 N-1060) クラス 2 容器: N-3140 (準用 N-1060) クラス 3 容器及びクラス 3 相当容器: N-4140(準 用 N-1060) クラス 1 配管: N-5140 (準用 N-1060) クラス 2 配管: N-6140 (準用 N-1060) クラス 3 配管及びクラス 3 相当配管: N-7140(準 用 N-1060)
		厚さの異なる母材の突合せ溶接 クラス 1 容器: N-1070 クラス MC 容器: N-2140 (準用 N-1070) クラス 2 容器: N-3140 (準用 N-1070) クラス 3 容器及びクラス 3 相当容器: N-4140 (準用 N-1070) クラス 1 配管: N-5140 (準用 N-1070) クラス 2 配管: N-6140 (準用 N-1070) クラス 3 配管及びクラス 3 相当配管: N-7140 (準用 N-1070)
		溶接部の強度等 クラス 1 容器: N-1040(2) クラス MC 容器: N-2140 (準用 N-1040(2)) クラス 2 容器: N-3140 (準用 N-1040(2)) クラス 3 容器及びクラス 3 相当容器: N-4140(準

溶接事業者検査の工 程	溶接事業者検査の方法	溶接規格等の該当規定
		用 N-1040(2)) クラス 1 配管: N-5140 (準用 N-1040(2)) クラス 2 配管: N-6140 (準用 N-1040(2)) クラス 3 配管及びクラス 3 相当配管: N-7140(準用 N-1040(2)) クラス 4 配管: N-8140 (準用 N-1040(2))
		継手の仕上げ クラス 1 容器: N-1080 クラス MC 容器: N-2140 (準用 N-1080) クラス 2 容器: N-3140 (準用 N-1080) クラス 3 容器及びクラス 3 相当容器: N-4140(準 用 N-1080) クラス 1 配管: N-5140 (準用 N-1080) クラス 2 配管: N-6140 (準用 N-1080) クラス 3 配管及びクラス 3 相当配管: N-7140(準 用 N-1080)
(判定)	以上の全ての工程において、溶接規格等に適合していることが確認された場合、 当該溶接事業者検査に係る溶接部は技術基準に適合するものとする。	

2. 補助ボイラー及び補助ボイラーの附属設備

補助ボイラー及び補助ボイラーの附属設備に係る溶接事業者検査の工程、方法及び該当規定

補助ボイラーにあっては、「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈」(平成19・06・06原院第1号(平成19年7月10日原子力安全・保安院制定(NISA-234a-07-3)))別表2に規定するボイラー等及び補助ボイラーの附属設備にあっては、同表に規定する熱交換器等に準ずること。

(別表3) 溶接事業者検査に係る検査の方法(溶接後熱処理が不要な溶接方法としてテンパービード溶接方法を適用する場合) 発電用原子炉施設の種類:

1. 発電用原子炉施設(クラス1容器)

		テンパービード溶接方法の区分			区分
溶接事業者検査の工程	溶接事業者検査の内容	同種材の	クラッド	異種材の	バタリン
	份按事業有恢复。271分	溶接	材の溶接	溶接	グ材の溶
					接
チ 溶接部の材料	1. 中性子照射を10 ¹⁹ nvt以上受ける設備を溶接する場合に使用する溶接材料の銅	適用	適用	適用	適用
(材料検査)	含有量は、0.10%以下であること。				
	2. 溶接材料の表面は、錆、油脂付着及び汚れ等がないこと。	適用	適用	適用	適用
開先検査の前までに					
確認する。					
リ 溶接部の開先	1. 当該施工部位は、溶接規格 N-1090 に規定する溶接後熱処理が困難な部位である	適用	適用	適用	適用
(開先検査)	ことを図面等で確認する。				
	2. 当該施工部位は、過去に当該溶接施工法と同一又は類似の溶接後熱処理が不要	適用	適用	適用	適用
溶接を開始する前ま	な溶接方法を適用した経歴を有していないこと。				
でに確認する。	3. 溶接を行う機器の面は、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験を行い、これに合格す	適用	適用	適用	適用
	ること。				
	4. 溶接深さは、母材の厚さの2分の1以下であること。	適用	_	適用	_
	5. 個々の溶接部の面積は6 5 0 cm²以下であること。	適用	_	適用	_
	6. 適用する溶接施工法に、クラッド材の溶接開先底部とフェライト系母材との距	_	適用	_	_
	離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足していること。				
	7. 適用する溶接施工法に、溶接開先部がフェライト系母材側へまたがって設けら	_	_	適用	_
	れ、そのまたがりの距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足してい				
	ること。				
ヌ溶接の作業及び溶	自動ティグ溶接を適用する場合は、次によること。	7- H	\	\	\
接設備(溶接作業検	1. 自動ティグ溶接は、溶加材を通電加熱しない方法であること。	適用	適用	適用	適用
査)	2. 溶接は、適用する溶接施工法に規定された方法に適合すること。	74: III	У Д. ПП	У Д. ПТ	\ * []
W 10) = 16/- 1 = 24	①各層の溶接入熱が当該施工法に規定する範囲内で施工されていること。	適用	適用	適用	適用
次工程に移行する前	②2層目端部の溶接は、1層目溶接端の母材熱影響部(1層目溶接による粗粒化域)	適用	_	適用	_
までに確認する。	が適切なテンパー効果を受けるよう、1層目溶接端と2層目溶接端の距離が1mm				

	から 5 mm の範囲であること。	\ + □	\ \	\ \	\ \
	③予熱を行う溶接施工法の場合は、当該施工法に規定された予熱範囲及び予熱温度 を満足していること。	適用	適用	適用	適用
	④当該施工法にパス間温度が規定されている場合は、温度制限を満足しているこ	適用	適用	適用	適用
	と。				
	⑤当該施工法に、溶接を中断する場合及び溶接終了時の温度保持範囲と保持時間が	適用	適用	適用	適用
	規定されている場合は、その規定を満足していること。	\ 4. III		\ 4. []	
	⑥余盛り溶接は、1層以上行われていること。	適用	_	適用	_
	⑦溶接後の温度保持終了後、最終層ビードの除去及び溶接部が平滑となるよう仕上	適用	-	適用	_
	げ加工されていること。				
ル非破壊試験	溶接部の非破壊検査は、次によらなければならない。				
(非破壊検査)	1. 1層目の溶接終了後、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格する	適用	-	_	_
	こと。				
	2. 溶接終了後の試験は、次によること。				
	①溶接終了後の非破壊試験は、室温状態で48時間以上経過した後に実施してい	適用	適用	適用	適用
	ること。				
	②予熱を行った場合はその領域を含み、溶接部は磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	適用	適用	適用	適用
	を行い、これに合格すること。				
	③超音波探傷試験を行い、これに合格すること。	_	適用	適用	_
	④超音波探傷試験又は2層目以降の各層の磁粉探傷試験若しくは浸透探傷試験を	適用	_	_	_
	行い、これに合格すること。				
	⑤放射線透過試験又は超音波探傷試験を行い、これに合格すること。	_	_	_	適用
	3. 温度管理のために取り付けた熱電対がある場合は、機械的方法で除去し、除去	適用	適用	適用	適用
	した面に欠陥がないこと。				

(別表4) 計器及び附属する機器の区分の例示

計器(器具本体)	計器に附属する機器			
<u> </u>	容器に区分するもの	管に区分するもの		
 ・圧力・差圧(指示計、伝送器、調節計及びスイッチ) ・熱電対 ・測温抵抗体 ・膨張式温度検出エレメント ・露点計 ・分析計(電導度、pH及びほう素等の濃度) ・電極式水位計 ・水面計(JIS等の規格品) ・シールエレメント 	・流量計(容積式) ・基準面器(水位計測用のため基準面を保つもの) ・基準管、凝気器(検出ラインの蒸気を凝結させ 基準面を保持するもの) ・フロート式水位伝送器、フロート式水位調節計、 フロート式水位スイッチ ・検出導管用ドレン管・空気管 ・汽水分離器・脱泡器(サンプリング水に含まれ るガス、泡を取り除くためのもの) ・ドレンポット ・放射線モニタ用サンプラ ・試料採取容器	・絞り流量素子(オリフィス、フローノズル、ベンチュリー) ・流量計(電磁式、動圧式(ターゲットメータ、ピトー管)、面積式) ・水面計(複合式) ・試料水冷却管 ・水質計用取付管(流通形) ・加圧器ヒータ ・温度検出器保護管 ・LPRM検出器集合体(BWR)(中性子束計測ハウジングフランジ部の相フランジ(管)を介してテーパ面締付接続) ・SRNMドライチューブ(BWR)(中性子束計測ハウジングフランジ部の相フランジ(管)を介してテーパ面締付接続) ・炉内計装用シンブルチューブ(PWR)(本機器は、炉内計装用コンジットチューブに高圧シールを介してスエジロック接続) ・制御棒駆動機構インジケータチューブ(BWR)(本機器は、ピストンチューブへッドが制御棒駆動機構フランジの相フランジ(駆動機構フランジ)を介してシールリング接続) ・炉内計装用コンジットチューブ(PWR)		